

令和6年度佐賀大学医学部看護学科社会人選抜

個別学力検査等受験上の注意

1 試験実施日時等

期 日	<u>受付時間</u>	実施内容		試験場
令和5年 11月25日(土)	<u>8:40 ~ 9:00</u>	9:30 ~ 11:00	小論文	佐賀大学医学部 (鍋島キャンパス) 校舎講義棟
	<u>下表参照</u>	12:30 ~	面接	

面接の受付時間

グ ル ー プ	受 験 番 号	<u>受 付 時 間</u>	実 施 時 間
第Iグループ	572101 ~ 572102	<u>12:10 ~ 12:20</u>	12:30 ~ 12:50

2 受験にあたっての主な注意事項

- (1) 出願期間終了後、出願時に登録した E メールアドレスに「【佐賀大学】インターネット出願 受験番号確定のご連絡メール【社会人選抜】」を送信しますので、インターネット出願システムの「申し込み一覧」より A4用紙に受験票を印刷し、受験時に持参してください。
- (2) 小論文、面接ともに必ず受付を経て、試験場内へ入場してください（受付時間厳守）。入場時は受験票を提示してください。なお、試験場配置図については、別紙を参照してください。
- (3) 試験室では受験番号と机上の番号が一致するように着席し、受験票を机上の右上に置いてください。机上有、受験票、筆記用具【鉛筆（シャープペンシルを含みます）、消しゴム、鉛筆削り（電動式を除きます）、その他持ち込みを許可されたもの】、眼鏡、時計（計時機能だけのもの）、ハンカチ、ティッシュペーパー（袋から取り出したもの）及び目薬以外の物は置かないでください。その他の荷物は監督者の指示に従い、椅子の下又は机の下に足元に置いてください。
- (4) 以下の行為は、不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室の措置を取り、それ以後の受験はできなくなり、受験したすべての教科・科目の成績を無効とします。また、不正行為の態様によっては、警察に被害届を提出する場合があります。
 - ①カンニング（試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書・参考書・辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わること等）をすること。
 - ② 他の受験者に答えを教える等カンニングの手助けをすること。
 - ③ 試験時間中に問題冊子を試験室から持ち出すこと。
 - ④ 解答用紙を試験室から持ち出すこと。
 - ⑤ 試験開始前に問題冊子を開いて解答を始めること。また、試験終了の指示に従わず、鉛筆等を持っていたり解答を続けること。

- ⑥ 試験時間中に、スマートフォンや携帯電話、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること。
- ⑦ 試験時間中に、持ち込みを許可されたもの以外の補助具（電卓、そろばん等）を使用すること。
- (5) 以下の行為は、不正行為となることがあります。不正行為と認定された場合の取り扱いは、上記（4）と同じです。
 - ① 試験時間中に、スマートフォンや携帯電話等の電子機器類や参考書辞書等、持ち込みを許可されたもの以外の補助具（電卓、そろばん）等、イヤホン及び音楽プレーヤーをしまわず、身に付けていたり、手に持っていること。
 - ② 試験時間中にスマートフォンや携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
 - ③ 試験場、試験室及び控室において、他の受験者の迷惑となる行為をすること。
 - ④ 試験場、試験室及び控室において、監督者等の指示に従わないこと。
 - ⑤ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。
- (6) スマートフォンや携帯電話、ウェアラブル端末等の電子機器類を持参した場合は、試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除し電源を切ってかばん等に入れておいてください。
- (7) 試験時間中、トイレを申し出たい者及び気分の悪くなった者等は、手を挙げて監督者の指示を受けてください。
- (8) 受験票を忘れたとき又は紛失したときは、直ちに担当者に申し出て指示を受けてください。
- (9) 弁当及び飲み物は、各自持参してください。
- (10) 受験できなくなった場合は、試験日の前日までに学務部入試課まで連絡してください。
- (11) 試験開始後 30 分以上遅刻した者は、入室できません。また、試験途中での退室は認めません。ただし、交通事故等不測の事由で遅刻した者は、試験場事務室に申し出て指示を受けてください。
- (12) 面接の詳細については、小論文終了後、指示します。面接では、受付から解散までの所要時間が多少長くなることもあるので、その心づもりでいてください。
- (13) 入学志願者が学校保健安全法施行規則で出席停止が定められている感染症に罹患した場合、その感染症が他の受験者や監督者に広がる恐れがありますので、入学試験を受験することはできません。また、その場合においても入学検定料は返還いたしません。
- (14) 受験者及び本学教職員以外の大学構内への立ち入りを禁止します。保護者等の控室は設置していません。

(別紙)

佐賀大学（鍋島キャンパス）配置図

